

十 九 八 七  
發 行 日 期 初 適 經 払  
行 行 価 利 利 利  
發 行 日 期 初 適 經 扞  
格 子 率 利 利 利  
の の の の の の

六 五 四  
振替単位 最低額面金 発行額

二  
号  
名  
称  
及  
ひ  
記  
三  
の  
条  
項  
法  
律  
及  
び  
根  
拠  
發  
行  
の  
根  
拠  
及  
ひ  
記

○ 財務省告示第百三  
個人向け国債の発  
基づき、平成二十六  
年財務省令第六十八  
向け国債の発行条件  
平成二十六年四

号等に関する省令（平成十四年第三月十七日に発行した個人を次のとおり告示する。）第四条第十四項の規定に

(一) 各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した  
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。  
平成二十六年三月十七日  
額面金額百円につき百円  
年〇・四〇パーセント

金額を第十六号に規定する日に払い込むこととする。期

$$\begin{array}{r} \text{額面金額の総額} \times 0.40 \\ \hline 100 \end{array} \times \begin{array}{r} 2 \\ \hline 365 \end{array}$$

(二)

発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十九・三一五を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除する」とができる。

すそ五率利一すに五発子年  
るのパ。利のるおか行計月け月から算期間開始日前に行われた、  
。率一回結月け月から算期間開始日前に行われた、  
はセだり果に入る超ら償還までの期間が九  
○ンしにに行入札(当該開始日が直近  
・ト、基われ(当該開始日が直近  
○を乗○づれ(当該開始日が直近  
五下じ・きた入札を除くの属  
パ回た六算出をされ  
一る率六出をさせ  
セとが乗れ  
ンき○乗れ  
トは・じた複。属

十 十 十 十 十  
八 七 六 五 四

の 中 払 払 償 償  
取 途 达 达 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

(一) 平成三十六年三月十五日  
額面金額百円につき百円  
中途換金の買取りは、平成二十六年三月十七日  
次年三月十五日以後において行  
うこととし、その買取金額は、平成二十  
年に区分に応じ、それぞれの算  
式により算出した金額とする。  
まら平成二十七年三月十五日か  
までの場合

十一

第二期以降の利子

十二 初期利子

平成二十六年九月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日にについて同じ。）。

額面金額 ×  $\frac{0.40}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.40}{100} \times \frac{1}{2}}{\frac{\text{第十一号に規定する第一期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}}$$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100} -$  受入経過利子に相当する金額 )

なお、収入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出の端数とし、その算出結果には円未切捨てにては一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.40}{100}$$

$$\begin{array}{c} \text{初期利子支払期の 6 ヶ月前の日} \\ \text{から発行日までの日数} \end{array}$$

(二) 平成二十七年九月十五日以後の場合

## 中途換金の特例

(一)

平成二十六年九月十五日から平成二十七年三月十五日かかる期間の場合は、前項に相当する相当額を算定する場合の額 = (初期利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する金額) 平成二十六年九月十五日までの額 + 経過利子に相当する利子に相当する金額 = 本金額 - 受入経過利子に相当する金額